

令和5年度滝井繁男行政争訟奨励賞授賞式（2023年12月7日）受賞講演録

○ 実務部門受賞 岩沼市議会出席停止処分取消事件弁護団（代表 十河弘弁護士）

（十河弁護士） 御紹介いただきました仙台弁護士会の十河弘と申します。司法修習期は48期で、今年で弁護士28年目になります。岡山県玉野市という小さな漁村のようなところで生まれ育ちまして、仙台市の東北大学法学部に進学して、司法試験に合格後、仙台で実務修習を終え、その後は仙台で勤務弁護士をして2001年に独立して、現在に至ります。

はじめに、我々のようなささやかな弁護団に対して、滝井繁男行政争訟奨励賞というすばらしい励ましをいただきまして、誠にありがとうございます。弁護団一同、喜びとともに、身の引き締まる思いでございます。

岩沼市議会出席停止処分取消事件弁護団は、スライド1枚目で御覧のとおり、僅か6名です。期の順ですと、48期の私、59期の畠山裕太、63期の渡部雄介、66期の下大澤優、71期の若山優華、75期の山下将という6人です。何せ若い弁護士たちですので、今後更なる努力をせよという激励であると、それに今後の弁護士人生でしっかり応えたいというふうに感じております。

さて、60年ぶりの判例変更を得たわけですが、それは今日ここに出席された大友さんという原告に恵まれたことと、仲間にも恵まれたと、支援者にも恵まれたということは大きいと思います。そして何よりも学者の皆様がこれまでに部分社会の法理という考えに対して懐疑的、また、批判的立場から様々な考察を論文等で発表してくださっていたと。その積み重ねがあつてこそその成果であり、本事件に直接に御協力をいただいた戸波江二先生、人見剛先生、神橋一彦先生の意見書の成果であります。また、60年も前の部分社会の法理について、そろそろ最高裁が見直しを考え始めていたというタイミングにも恵まれたと思います。

もちろん判例変更は大変うれしかったのですが、差戻し審での本案審理は正直プレッシャーでして、絶対に負けるわけにはいかないというふうに弁護団は考えておりましたし、丁寧に事実関係を裁判所に理解してもらえれば、負けることはないと信じて取り組んだわけでございます。なお、判例変更までの顛末については、判例時報2476号にありますので、是非お読みいただければ、詳しくさらに御理解いただけるものと思います。

本日は時間も限られておりますので、御覧の4点についてお話しします。1項目目は、原告の素性、属性、行動についてという大友さんの人となりです。2項目目は、事件の概要を御説明します。大友さんの懲罰は、女性議員A（もう実名でいいと思いますので、植田議員といいます。）を弁護する発言に端を発しています。3項目目は、最高裁の判例変更までのポイントを御説明します。最後に、本案完全勝訴までの仙台地裁差戻し審の弁護団の活動を御紹介します。

まず、原告、1項目目ですが、原告の大友さんは、元河北新報の新聞記者です。河北新報というのは東北地方の地方紙でありまして、宮城県で圧倒的シェアの新聞です。本件の出席

停止処分の当時、大友さんは、岩沼市議会の3期目で、少数会派である岩沼アシストという会派を組んでいました。岩沼アシストは、従前から是々非々の立場で論陣を張っておりました。例えば、岩沼アシストは、老朽化した火葬場の移転先をめぐる紛争において、建設候補地とされていた地域の反対運動に取り組む住民側を支援したり、議会内でも遠慮なく言いたいことを言ったりという態度を貫いておりました。

そのため、大友さんをはじめ、岩沼アシストは多数会派からは敵視されておりまして、いわば「異物」というふうに評価されておりました。なお、岩沼市議会は、定数18で、岩沼アシストは僅か3名と少数です。大友さんは本件の出席停止の懲罰処分を受けるまでに既に3回も懲罰を受けており、岩沼アシストのほかのメンバーも受けておまして、それを合わせると何と2012年から6回も懲罰を受けているという、そういう我々から見るといじめではないかというふうに思うような状況でした。

さて、2項目目の本件の懲罰処分事件そのものの概要を説明します。懲罰までの流れを年表にまとめたので御覧ください。先ほどお話ししました新火葬場建設の反対運動というのがありまして、その女性リーダーであった植田さんが市議会議員に立候補されて初当選しました。それで岩沼アシストに合流しました。これは多数派からするとおもしろくありません。植田さんは様々ないじめを受けるのですが、極めつけとして2016年の6月に陳謝処分を受けてしまいます。植田さんは身内の結婚式出席のために海外渡航をしたところ、渡航中に委員会の事前研修が開催されてしまって、欠席するはめになりました。これは日程調整がきちんとなされなかったのが原因なんですけれども、多数派は、植田さんに陳謝の懲罰を科して、植田さんは苦渋の決断をして陳謝文を朗読させられました。

その後、議会運営委員会にて、大友さんが植田さんの心情を察して、植田さんは政治的に妥協して陳謝文を読み上げただけだという趣旨の発言をしました。これを本件発言といいましょう。すると、多数派は、本件発言をとらえて、岩沼市議会会議規則142条の品位保持、これの違反だとする懲罰を科して23日間（これは当該9月議会の全期間に当たる）の出席停止処分をしたんです。

ここで、本件発言の内容をちょっと確認しておきましょう。議会運営委員会での発言です。「読み上げたのは事実です。しかし、読み上げられた中身に書いてあることは、事実とは限りません。それから、仮に読み上げなければ、次の懲罰があります。こういうのを、政治的妥協といいます。政治的に妥協したんです。その次は、出席停止になります。ですから、読みました。こういうのは、政治の、高度の妥協の一つです。だからと言って、じゃあ読んだら、読んだことの、書いてあることが全て事実か。そんなことはありません。懲罰特別委員会の事実認定の誤りです。事実認定の誤りだと私は思っています。それから、公務はもちろん欠席してはいけません。しかし、あの教育民生委員会の公務設定の仕方には問題があった。これが事実です。」これは会議録に書かれたとおりです。

次に、懲罰を出した動議、動議者の理由を確認しておきましょう。A議員というのは植田議員ですね。「植田美枝子議員は政治的発言とは言っておらず、相矛盾しております。…今

般の議会運営委員会において大友健議員は、植田美枝子議員が述べた事実とは相反する発言をし、同委員会を混乱させました。またその発言は、議会の自浄作用である規律を遵守せず、会議規則第 142 条に規定する品位の保持を真っ向から否定する議会の権威を揺るがすものであったと認められます。」これが動議の書面の引用です。

さて、3 項目目として判例変更までの経緯を御説明します。ここからが弁護団の活動についての御報告です。実は、当弁護団のうち、私、畠山弁護士、渡部弁護士、下大澤弁護士、この 4 人は、先に述べた新火葬場建設反対運動についても、住民側から事件を受任しておりまして、建設を阻止することに成功しておりました。この弁護団は、仙台市民オンブズマンのメンバーでもあって、気心の知れた仲でした。そのため、大友さんから最初に出席停止の懲罰を受けそうだと相談を受けた際に、直ちに同じメンバーで弁護団を立ち上げることができました。

また、本件懲罰処分前でしたけれど、既に懲罰委員会の結論は事実上決まっている様子でした。そこで弁護団は、どんな闘い方をするか、出席停止になったらどうするか、訴状をどう構成するか、というような議論をもう始めておりました。

他方で、宮城県知事に対する審決申請はしましたけれども、やはりこれは却下されました。そこで、仙台地裁に懲罰の処分の取消し、抗告訴訟と、議員報酬の支払、これは民事訴訟です、これを求めて提出をいたしました。

提訴時に弁護団が整理した課題は、スライドで表示したとおりです。昭和 35 年の最判の判決が最大の壁になるということは、最初から分かっていたので、どちらが勝っても負けても上告審まで、最高裁までいくのかなというふうに覚悟をしておりました。弁護団では 35 年の最高裁判例を乗り越えて本案判決に持ち込むための方法を中心に議論しました。提訴時点では、本件の特徴が出席停止期間中の議員報酬全額カットにあることから、議員報酬請求の民事訴訟なんだということを前面に出すことにして、昭和 35 年最判とは事例が異なると、同判決の射程外であるということを中心に据えました。

そして、議員報酬請求は一般市民法秩序に関わる重大な債権だというふうに位置付けて、具体的な事件の中身を丁寧に説明すれば、裁判所も心を動かされるのではないかと。今から思えば甘い考えなんですけれども、事件の筋とか、大友さんの人柄とか、これで勝負すればいい闘いができるのではないかと。そんな、言葉はよろしくないですが、おもしろそうな事件だからみんなで頑張ろうやという感じで、あまり根拠はないのですが、楽観して臨んでおりました。

また、判例変更に淡い期待を抱いて、判例変更すべきという意見も盛り込むことにしました。かくして、訴状の構成というのは、大体この三つぐらいの大きな柱になりました。スライドには訴状の分量を書いているんですけども、訴状の各論点に費やした分量を見ればお分かりになりますが、事実経過が約 5 ページ、懲罰処分に対する法的評価が約 9 ページと最も多いです。司法審査の対象となるというのは 5 ページであって、特に 35 年判決が変更されるべきだというのは、わずか 2 ページ半です。こんな中身になっておりました。

さて、2016年12月に提訴はしたものの、いずれは憲法学者に意見書を書いてもらわなければならないと弁護団では考えておりましたが、伝手が無い状態でした。そんなときに同月に、仙台弁護士会で憲法連続市民講座を企画し、早稲田大学の岡田正則先生を招聘いたしました。私は企画した憲法委員会に属していたので、夜の懇親会に出ました。そこで図々しくもこの事件のことを岡田先生に御相談して、「意見書を書いてくれませんか?」と言ってしまいました。先生からは、「うーん、僕ではなくて、誰か別の方を紹介できるか考えてみる」という回答を引き出しました。

その後、私は真に受けて岡田先生に督促をしました。それで、早稲田大学の戸波江二先生を紹介してもらいました。2017年3月には、私は戸波先生に訴状を添付した手紙を差し上げています。そこで、こんなことを書きました。「本件は、出席停止期間の議員報酬カットされている案件で、昭和35年判例とは異なると思います。」また、「この判例はそろそろ見直されてもよいのではないか。」そんなことを書きました。

戸波先生は、興味を示してくださり、5月には御親切にも私に面談してくれました。私に対して、「十河さん、是非、判例変更を目指しましょうよ」と、優しく言ってくださったんですね。弁護団の期待以上の激励を受けることになりまして、私はすぐにその結果を弁護団に報告をして、意見書を待つということにしました。

ところが、その直後ぐらい、7月20日の期日では、仙台地裁の裁判長が、「訴訟要件について中間判決をしたい」というふうに述べてきました。これはどう考えても、中間判決を口実にした却下判決、終局判決を出すつもりですよ。そう感じた弁護団は、「現在、学者の意見書を準備中なので待つほしい」と裁判所を説得して、同年10月に戸波先生の意見書を提出し、準備書面を書き上げて判決を待ちました。結局、翌年の2018年3月に却下判決が出ます。

戸波先生の意見書を一顧だにしない空疎な中身でしたので、私たちはすぐに控訴し、控訴審裁判官にどうやったら本気で本案判決に入ってもよいと思ってもらえるか、検討しました。その結果、やはりこれまでの岩沼市議会の異常さとこの事件の異常さ、筋のよさ、大友さんの正義感、これをどうにか分かってもらいたい、こんな無法状態を放置することは妥当でないと感じてもらえんかと思えました。

そこで、本案事件について、主張立証すべきことは全てやりつくそうという方針を立てました。具体的には、議会の議事録を全部書証で提出しました。議員の発言内容は結構ぐちゃぐちゃで、読んでもよく分からないのを解説を付けて準備書面にもしました。大友さんと植田さんには事実関係を全部書いてもらって、我々が聞き取って、長文の陳述書を提出して、二人の人証申請もしました。そして控訴審の第1回期日に臨みました。

しかし、控訴審では、第1回期日で人証は全て却下されて、一回で結審されました。実務家の方は御承知のとおり、控訴審で一回で結審するということは地裁判決の追認ですよ。弁護団としては落胆したわけですが、どうせ最高裁で判例変更を獲得しなければ、本案審理してもらえそうにないわけですから、負けても最高裁で闘おうと気を取り直しました。

ところが、開けてびっくり、「原判決取消し、地裁へ差し戻す」とされて、訴訟要件では勝ってしまったわけですね。控訴審判決は議員報酬の重要性に着目したものでしたので、弁護団が議員報酬は市民法秩序に関わる重大な債権だと位置付けたことは効果的だったろうと思います。私は直ちに戸波先生に電話をして、「控訴審で逆転勝訴しました」と報告したのですが、私が報告を怠っていたために、戸波先生からは、「諦めて控訴せずに確定していたのかと思いました」と言われてしまいました。

しかし、戸波先生は、直後に私に対して次のようなメールをくれました。「上告不可避の状況の中で、まさに最高裁の判例変更の判断が強く待たれる。」また、「意見書は僕のだけでは足りない。上告審では学者の意見書をあと2本ぐらい補充して、最高裁を更に説得する必要がある」と、アドバイスもくれました。やはり岩沼市側は上告しましたので、弁護団はすぐに会議を開いて、上告理由が提出されたら速やかに反論書面を提出しよう、学者の意見書は2本は出して補充しようと申し合わせました。

戸波先生に更に相談して、人見剛先生と神橋一彦先生の御紹介を受けて、意見書作成を依頼しました。最高裁に対しては、「追加意見書を出すので、判断は待ってほしい」と働きかけをしつつ、2019年9月に意見書2通を提出しました。その結果、大法廷回付となり、判例変更の期待が高まりました。

ただ、期待は高まったのですが、私は弱気なもので不安がありました。最高裁が平成31年2月14日にこんな判決をしているんですね。「議会の措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自立的な判断を尊重し、それを前提として判断すべき」という判決をしています。なので、今回も内部規律の問題にとどまるとして、大友さんの請求を棄却される危険もあるとも感じました。

そこで、大法廷の弁論では、大友さん本人にも来てもらって弁論してもらいました。大友さん本人には、懲罰権の濫用が横行する議会の実情や原告に与えた影響の大きさを論じてもらいました。例えば、大友さんは今は現職議員に復帰しておりますけれども、懲罰の影響もあって、2019年12月の選挙では落選していたんですね。このような大きな影響があるということを弁論してもらいました。

また、弁護団は、大法廷で以下の4点を弁論しました。一つ目は、判例変更をすべきこと。二つ目は、変更により議員の懲罰処分も通常の行政処分と同じ法理論で一貫させるべきこと。三つ目は、変更によって地方議会に緊張感を与えるべきこと。四つ目は、懲罰処分を下すことのできる場合は法定されており、平成31年判決のいう議会の内部規律の問題にとどまると評価できず、司法が積極的に法令規則の解釈について踏み込んで判断すべきこと。この4点を弁論いたしました。

それで、2020年11月25日、判例変更を勝ち取ることができました。私は公務があつて行けなかったんですけど、このスライドがそのときの写真です。本日出席してくれている左が若山弁護士が旗出しをしてくれて、大友さんがガッツポーズをしております。観客がおらず、カメラマンからのリクエストでやったというふうに伺っております。

余談ですけど、私は修習が48期で平成5年の司法試験に合格して、平成6年に司法修習生になりました。なので、平成4年の司法試験に落ちているんですね。その憲法第2問目が、このスライドに示した問題でして、まさに部分社会の法理を問うております。このとき不合格になった問題に対して、弁護士になってからまさかこのように向き合うとは思ってもみませんでした。判例変更を得て、少しは平成4年の合格に近づけたのかなと個人的には感じております。

さて、最後の4項目目、差戻し審後の本案審理についてです。冒頭にも申し上げたとおり、判例変更まではいわば負けてもやむなし、却下されなければしめしたもののぐらいの勢いだったのですが、本案審理となるとそうはいきません。戸波先生から早速またメールが来まして、「出席停止の懲罰処分の濫用事例の最初の案件だから、後の裁判への影響も大きいから頑張ってください」というようなプレッシャーとも激励とも言えるものでして、意地でも負けられないというふうに弁護士は感じるわけです。

それは岩沼市議会も同じ気持ちだったのかもしれませんが。岩沼市議会は徹底抗戦をします。岩沼市議会はスライドに示したような主張を展開しました。つまり、1として、本件陳謝処分に係る懲罰事由に当たる事実は存在しない。すなわち、植田議員が本件3候補日を事前に知っていながら、海外渡航により本件事前研修を欠席したという事実は存在しないと、大友さんは断言したんだと。また、大友さんは、本件陳謝処分を決定した懲罰処分は不当であると批判したんだと。大友さんは、植田議員は政治的妥協で本件陳述書を読み上げたにすぎないという趣旨を述べた。そういう批判をしてきたわけですね。これらは差戻し審判決が整理した被告側の主張の中身です。

原告としては、「いやいや、大友さんは植田議員の態度について、政治的妥協だと自分は感じたという感想を述べたにすぎないですよ。大友さんの内心の問題なので、植田議員の陳謝処分の顛末まで詳しく主張・立証する必要はないのではありませんか」と反論しました。

しかし、やはり裁判所は、背景事情も知った上で自信を持って判断したかったのか、植田議員の陳謝処分の経過も説明するように求めてきました。そこで植田議員の陳謝処分について、詳しく説明し、それを立証する羽目になってしまいました。

また、「品位」というぼんやりした規範的要件についても争いになりまして、岩沼市は、「議員の発言における真実義務」のようなことを設定して議論を展開しました。つまり、名誉棄損における真実性の議論で持ち出される議論ですね。「真実と信ずるに足りる相当の理由」というのを持ち出したんです。御承知のように、この「相当の理由」があれば名誉棄損が成立しないとされているのですが、これを引用して、要するに「真実の事実又は真実と信じるに足りる相当の理由がある事実に基づいた発言でなければ、品位を害する」んだと主張してきたわけです。工夫したのかもしれませんが、名誉棄損で損害賠償を命じられる次元の話と、議会で発言する次元の話は別です。議会での発言は名誉の問題だけじゃないですからね。人の名誉とは関係しないであろう議会内での議員の発言を同列に用いるのはかなり乱暴なことだと感じました。もし、こんな議論がまかり通るならば、どんな議員の発言でもこ

れにひっかけて品位を害するとみなすことは可能なわけです。

このような被告、岩沼市の徹底抗戦もありまして、控訴審では主張とその整理にかなりの時間を要してしまいました。また、判例変更時の最高裁判事の宇賀裁判官の補足意見がちょっと気になるんですね。「懲罰の実体判断については、議会に裁量が認められ、裁量権の行使が違法になるのは、それが逸脱又は濫用に当たる場合に限られ」というコメントをされていたことから、これに留意する必要もありました。

弁護団としては、そもそも本件は「品位を害する」ことは全くなく、いわば構成要件該当性すらないと考えていたわけです。いわゆる、要件裁量は議会にはないと。要件裁量否定説のように考えておりました。しかし、宇賀裁判官の言い方は、要件裁量否定説とまでは読めずに、弁護団としては悩みもありました。そこで弁護団としては、要件裁量、効果裁量をどう組み立てるか、いかにして逸脱・濫用を立証するかについても、いろいろ議論を重ねて準備書面を書き上げました。

結局、尋問ができたのが、判例変更から約2年後の2022年10月25日でした。事実認定における重要な争点は、ちょっと先ほど申し上げましたが、欠席した植田議員の研修実施の三つの候補日を植田議員が知っていたのかいないのか、これが事実認定で大きな論点になりました。この三つの日程を決めたのは、委員会が終わったふわっとした時間帯で、事務局ももう退席しちゃって、議事録も残っていない時のことなんですね。なので、人証が決め手になるわけです。この重要論点について、植田議員はきちんと証言をして、反対尋問にも崩れることはありませんでした。このような経過をたどって完全勝訴となりました。このスライドが完全勝訴を得たときの地裁前での写真です。左から75期の山下弁護士、中央が大友さん、右側が若山弁護士です。

さすがに岩沼市は控訴せずに事件は確定しました。差戻し審の判決は、ちょうど今年の11月21日発行の判例時報2569号に載っております。そこでも先ほどの裁量論が解説されていますが、差戻し審判決は、「要件裁量について、一般的な基準は示していないものの、本件発言の内容、本件発言に至った経緯等を総合考慮した上で、要件裁量肯定説、否定説、いずれの考えによっても、懲罰事由該当性が否定されるとの判断を示したものとされます」と、そんなコメントが載っておりました。

最後に、本案の完全勝訴の意義について、簡単にまとめました。まず、懲罰事由該当性そのものが否定されて、会議規則142条、品位保持違反の事実はないと評価されました。本件発言の内容からして当然と言えば当然ですが、弁護団としてはホッとしました。

次に、判決は、本件発言は原告の意見を反論として述べたものにすぎず、懲罰を軽視したり、議会の懲罰権を愚弄したりする趣旨のものではないと判断してくれました。植田議員の陳謝処分の経過もきちんと立証した成果だと思います。

さらに、仮に本件発言が「議会の品位」を重んじないものに当たると解する余地があるとしても、会期全期間である23日間もの出席停止処分は、著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められると判断してくれて、いわばダメ押しをし

てくれたと感じています。弁護団としては、岩沼市議会に対しては、本件をしっかりと反省してもらって、自由闊達な議論を許すというわきまえをもってほしいと思っています。そうすることによって、議会の本来の機能を回復してもらいたいとも思っています。

しかし、現実には、岩沼市議会はその後もなかなか前途多難なようです。このあたりの実情は大友さんから補足説明していただこうと思いますので、大友さん、この裁判を闘った感想とその後の岩沼市議会の実態などを5分ほど御説明いただけますでしょうか。

(大友議員) 原告の大友でございます。闘った感想とその後の岩沼市議会の実態ということで、ちょっとお話をさせてもらいます。

闘った感想としては、やはり年数が丸6年と数か月ということで、ずいぶん長くかかったなという感じはします。しかし、判例変更を求める闘いでしたので、ある意味、これぐらい期間はかかるものなのかと思っていました。

それから、あと感想としては、提訴するまでの4年で8回もあった少数会派の私たちに対する懲罰が、裁判に訴えたところ、パタンと止まりました。これは何なんだろうということですね。当時は、出席停止は裁判の対象にならないということだったので、じゃんじゃんやってきた。しかし、やってきた過程でずぼらになってきたというか、いい加減にやってきたと。簡単にやって多数決でわっと決めちゃうと、いっちゃうものですから、裁判にならないことをいいことに濫用したというか、そういう実態もあったなという感想があります。

それからあと、感想と言えば、裁判起こしましたけれども、議員に訴えられているという自覚がない。これはやっぱり世俗的な話にもなりますが、例えば弁護士さんを雇う費用を持たないと、要するにお金が絡まないと実感がないということだと思うのですが、要するに市の顧問弁護士が引き受けて、議員のそういうことも受けますから、ですからそういう意味では、金銭的負担がないと。実際、傍聴には懲罰を科した方(多数派)は、一度も傍聴に来ていません。証人尋問のときに議長とか副議長来ましたけれども、そんな感じですね。要するにもう過去の話、終わった話、関係ないという、こんな感覚です。訴えられている自覚がありません。これは後々、今の市議会の状態にも関わってきます。この感覚は。

それから、あと、感想としては、ようやく司法に出席停止を判断してもらえるようになった。その結果、司法もしっかりと事実関係、それから法理論の法理をしっかりと吟味して、そして政治的にと言いますか、多数決で決まったことが正しいとは限らない。特に、今回は正しくないんです。それには法の逸脱と濫用があるということをしつかり裁判所の立場から判断していただけたということは、うれしい感想の一つです。事実と法に基づく司法の判断ですね。これが下されたということです。

じゃあ、今度、岩沼の(判決後の)実態のお話をさせてもらおうと、懲罰を科した議会多数派の人たちは、違法行為だと言われたにもかかわらず、(当時、議員で懲罰動議提案者となった現在の)市長も含めて、議会自らが検証しない。反省しない。したがって、謝罪しないという状態で、いまだに何もなされていません。まるで判決がなかったかのような状態にな

っています。

議会の実態、市長の実態もそうですけれども、特に社会的に存在する会社とか、市とか議会とかそういうところはコンプライアンスというのを脇に置いておいたらだめな機関ですよ。なのに、そこにいる市長と議会がコンプライアンスおかまいなしで、違法行為があったと裁判所が指摘しているのに、何もなかったかのような態度を今でもとり続けていると。これは残念なことです。

私は、判例変更があった、今からすると3年前ですが、このときは落選していて議員じゃない状態になっていました。今回は議員に復帰していたので、判決の後に（議会の）一般質問で取り上げました。裁判を市側が抱えているときには、それは一般質問の対象になりますから、私は自分自身の問題ではあるけれども、そういうことの一般質問をしました。

と同時に、4年で8回の懲罰のうち、私が（提訴したのが）7回目、そしてその後に8回目の少数会派に対する懲罰もありました。この判決も違法行為があったということが認められました。私の判決は3月、彼の判決は5月、そして（同じ会派の）植田議員に対するのは6回目の懲罰（陳謝）になります。つまり、6、7、8回と続いた懲罰の7回目と8回目が違法行為だと。それから6回目は、公務欠席にまつわる懲罰でしたけれども、公務欠席はそもそも懲罰の対象になりません。ならないけれども、「分かっているが海外に行った」というストーリーを作って、そして懲罰にもっていったという実態もあります。そのことが私の裁判で否定された部分もあると思うので、要するに6、7、8回目というのは違法懲罰の連続だったということだったわけですね。ですから、（6月定例会には）市民の方からも請願が出ました。この請願は「なぜ違法な懲罰が続いたのか、議会自らも検証するべきではないか」ということでした。ですから、一般質問と請願の両方の審査が「一般質問は市長向けに、請願審査は議会向け、議員向けに」進められました。その結果がいずれも不採択で、判決に向き合わない。反省しないという対応でした。

市のトップである市長が、市の機関である議会とか、教育委員会とか、そういうところが違法行為をしたとなったら、少なくともトップである市長は「遺憾に思います」というぐらいは言わなければいけないと思うんですよね。「残念です」と。「私の直接の担当ではないけれども、残念に思う」、それすら言わない。なぜならば、おそらく今の市長は、私の本件の懲罰の懲罰動議提案者だったからです。ですから、そのことで「遺憾に思う」といったら、「あなた、懲罰動議提案したじゃないか」と言われるのを恐れたのかどうかは分かりませんが、仮にその指摘があったら、「確かにそうです、二度とこのようなことはしません」と言えば、そこから再出発というか、スタートするわけですね。でも、なかなか市長というのはそう言えないんでしょうね。そういうわけで、「遺憾に思う」と言わない市長。ましてや議会のほうも検証しない、反省しない、謝罪しないということです。

その後の6月定例会では、私の一般質問自体を懲罰にする動議が、提案もされたのですが、これはさすができないだろうということで、撤回されることになりました。そういうことで、弁護団にしっかり理論付けをしてもらって勝ち取った裁判だったなというふうに

思います。ちょっとオーバーしましたけれども、ありがとうございます。

(十河弁護士) 大友さんありがとうございました。それでは最後に私から、感想を少し述べたいと思います。つくづく戸波江二先生の最初の見立て、「十河さん、判例変更を目指しましょうよ」という言葉、これが長いチャレンジの始まりだったなと感じます。戸波先生には相談するたびに適切なアドバイスで弁護団を励ましていただいて、弁護団みんな感謝しております。

本日の奨励賞受賞のことも御報告したところ、次のようなメールでコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。戸波先生からのメールです。「本当におめでとう。それを評価してくれた日弁連法務研究財団及び選考委員会にもお礼を申し上げたいです。今回の受賞という実績を糧にして、これからも有為の弁護活動を進めてくださるよう期待しています。」

弁護団各人も期待に応えるべく日々精進したいと思います。本日はお招きいただき、また御清聴いただきまして誠にありがとうございました。